

定 款

1975年5月28日	改正
1978年6月27日	改正
1982年6月29日	改正
1988年6月29日	改正
1991年6月27日	改正
1994年6月29日	改正
1998年6月26日	改正
2000年6月29日	改正
2001年6月28日	改正
2002年6月27日	改正
2003年6月27日	改正
2004年6月29日	改正
2006年6月29日	改正
2009年6月26日	改正
2012年6月28日	改正
2013年6月27日	改正
2015年6月26日	改正
2018年6月28日	改正
2022年6月29日	改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社三栄コーポレーションと称し、英文では、SANYEI CORPORATION と記する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の貿易業、売買業、問屋業、代理業、仲介業、製造業、修理業ならびに小売店業

イ. 家庭用電化製品、理美容家電、家庭用電子機器、電気通信機器、電気および電子調理機器ならびに厨房機器、電気および電子業務用厨房施設ならびに機器、照明器具、音響機器、電池

ロ. 家具、木工製品

ハ. 繊維および繊維製品、皮革および皮革製品、衣料品、袋物、履物、敷物、靴、鞆

ニ. 家庭用雑貨、厨房用品、陶磁器、硝子製品

ホ. 動物、動物用具および器具、動物用医薬品および医薬部外品、動物用飼料

ヘ. 食料品、飲料、水産物、農畜産物

ト. 事務用機器、文房具

チ. 機械および電気工具、自転車および自動二輪車ならびに自動車の部品・アクセサリー

リ. 光学機器および製品

ス. 医療品、家庭用医療機器

ル. 玩具、スポーツおよび遊技用品、楽器

ヲ. 身辺装身具、装飾用雑貨、宝石類、喫煙具、化粧品

ワ. 肥料、飼料

カ. ゴム製品、紙製品

ヨ. 日用品等の雑貨類

タ. 書籍、出版物

レ. CD、DVD、ビデオ、ゲームソフト、コンピュータソフト、鑑賞用植物、ギフト用品

ソ. 工業用副資材および物流用副資材、建築用品および資材ならびに工具

ツ. 監視カメラ、セキュリティ機器、DVD レコーダー

- (2)第 1 号の物品の商品販売のフランチャイズチェーン形態および特約店形態による加盟店の募集ならびに加盟店の業務指導
- (3)古物営業法に基づく古物売買業
- (4)スポーツ、観光、遊技場、レストラン等の施設の経営
- (5)動産および不動産の賃貸、管理ならびにこれらの受託業務
- (6)不動産および有価証券の売買、投資
- (7)輸出入業務の代行
- (8)経営コンサルタント業、企業の海外進出に係る斡旋業およびコンサルタント業
- (9)ペットショップ、動物病院、動物のホテルおよび美容院の経営
- (10)カルチャースクールの経営
- (11)倉庫業および貨物運送業
- (12)工事請負業、建築工事の設計および監理、建築工事および地域開発に関する調査、研究、立案の業務
- (13)写真現像の取次代行業
- (14)損害保険代理業および生命保険募集の業務
- (15)出版業
- (16)給与計算代行業務
- (17)各種企業に対する経営の診断および指導
- (18)コンピュータのソフトウェア開発、情報処理機器および情報通信機器の販売に関するコンサルタント業
- (19)前各号に附帯関連する一切の業務
- (20)前各号に掲げる以外の事業

(本店)

第 3 条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経

済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8百80万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第9条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求により譲渡すべき単元未満株式を保有していない場合については、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会におい

て定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故のあるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の監査等委員でない取締役は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第 22 条 監査等委員でない取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 条の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(代表取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を 1 名以上選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第 26 条 取締役会は、法令または本定款に定めるもののほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役会の招集および決議)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集する。

2. 社長に事故のあるときは、取締役会の決議により定めた順序に従って他の取締役が招集する。
3. 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
5. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
6. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があ

ったものとみなす。

7. 第1項および第2項にも拘わらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条4項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の招集および決議)

第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(配当金の除斥期間等)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 前項の未払配当には、利息を付けない。

附 則

第 1 条 変更前定款第 18 条の規定の削除および変更後定款第 18 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3. 本条は、前項に定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以上